

第 94 期 事 業 計 画 書

〔 平成 29 年 3 月 1 日から
平成 30 年 2 月 28 日まで 〕

一般社団法人 信 託 協 会

信託制度は、社会の多様なニーズに対応しその有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着してきている。特に、近年、少子高齢化の進展などの社会・経済環境の変化を背景として、資産承継や財産管理に関する様々なニーズから、遺言信託のほか、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託、遺言代用信託および後見制度支援信託の利用が増加しているなど、信託制度の活用範囲は一層広がりを見せており、信託制度の活用への期待はますます高まってきている。

また、平成18年の信託法改正時に公益法人制度との整合性の観点から見直しを行うこととされた公益信託制度については、法制審議会信託法部会において、その検討が行われている。

こうした中、「信託制度の発達を図り公共の利益を増進すること」を目的とする当協会は、引き続き信託制度の普及、信託業の理論と実務の研究および利用者保護の推進に重点を置きながら、更なる信託制度の普及・健全な発展に向けて、平成29年度においては以下の事業を中心に活動を行うこととする。

1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

信託制度の有する金融機能や財産管理機能をより一層発揮できるよう、税制改正要望や規制改革要望等を取りまとめ、国民の幅広い支持を得て実現するため、関係省庁等との連携を図り、より効果的な意見表明・要望活動を行う。

また、公益信託に関する法律の改正、金融・信託関連制度や企業年金制度等の見直し、海外法令等の動向に関し、関係各方面で行われる審議・検討動向の把握に努め、適切な対応を行う。

2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度が有する創造性・柔軟性といった特長を活かし、社会のニーズにより適切に対応することができるよう、信託法制・信託税制等に関する調査・研究を更に深め、意見表明・要望活動に役立てる。

また、社会・経済環境の変化に対応した信託の活用拡大の可能性に関する調査、アジア諸国の信託に関連する協会等との交流および諸外国の信託制度・業務の調査を行うなど、信託の更なる活用可能性・普及に向けた調査等の活動を推進する。

さらに、信託研究の振興に資するため、信託研究奨励金の贈呈を実施するとともに、大学への信託法講座の寄付を実施する。

3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

(1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を一層深め、信託制度の活用や改善に資するため、会長記者会見や報道機関への公表・説明を行う。

また、動画コンテンツや各種広報刊行物等の広報ツールの活用・充実、消費者団体等が実施する各種セミナーや大学への講師派遣を行うことに加え、関係当局・団体と連携を図り、金融経済教育への取組みも推進し、更なる信託制度の普及に向けた活動を行う。

さらに、利用者への的確な情報の提供・充実を図るため、ホームページの全面リニューアルを実施する。

(2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓蒙活動の推進

信託制度の活用方法が多様化していく中、信託制度の利用者からの信託を受けた受託者がその責務を果たすことによって長年にわたり築きあげられてきた制度に対する信頼の維持・向上を図り、信託制度の健全な発展に資するため、広く信託制度の実務に携わる方々等を対象とした信託オープンセミナーの開催等を通じて、周知・啓蒙活動を行う。

(3) コンプライアンス活動等の推進

コンプライアンスに関する情報収集や加盟各社への情報提供、加盟各社が遵守すべき倫理綱領の浸透に引き続き努めること等を通じて、コンプライアンス活動を一層推進する。

また、反社会的勢力への対応については、全国銀行協会と連携し、反社会的勢力に関する情報を加盟会社に提供するとともに、引き続き関係当局等、外部との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断への取組みを一層推進する。

さらに、認定個人情報保護団体として、引き続き、加盟会社に対する個人情報の取扱いに係る指導・勧告、情報提供等を適切に行う。

(4) 信託研修事業の推進

信託関連法や金融関連法の改正を踏まえた知識の習得・向上に向け、引き続き、信託業務従事者等に対する信託通信研修および信託契約代理店集合研修を行うとともに、加盟会社のニーズに対応した信託セミナーを適宜実施する。

4. 利用者保護の推進

信託制度の利用者の利便性向上に資する観点から、信託相談所の一層の周知を図り、相談・照会等に係るホームページ等を通じた情報提供の内容の充実に努め、相談・照会等に適切に対応する。

また、指定紛争解決機関として、全ての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等に係る苦情・紛争解決に向けた対応を行う。

さらに、利用者保護を一層推進するため、外部有識者を委員として設置している信託相談所運営懇談会における意見や他の指定紛争解決機関・消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会の検討状況等を踏まえ、信託相談所の運営の改善・強化を図る。

5. 組織運営の円滑化

(1) 事務局の機能強化

信託大会等の主要行事の効率的かつ円滑な運営に努める。

また、加盟会社の相互理解に資するため、社員・準社員懇談会等の円滑な運営等、社員・準社員間の意見交換の推進に努めるとともに、信託制度に対する信頼性を維持するため、信託の担い手への一層の情報提供に努める。

さらに、加盟会社のニーズに対応した各種業務の充実や事務の合理化・効率化に努めつつ、意見表明・要望活動等において、引き続き、各種委員会等の運営に積極的に対応し、事務局の役割の強化を図る。

以 上